かんざきピノキオ館
指定管理者募集要項

1　指定管理者募集の目的 …… 1
2　指定管理者が行う業務の範囲 …… 1
3　指定期間 …… 1
4　使用料金制度 …… 1
5　管理運営経費について …… 1
6　観光施設維持管理負担金について …… 2
7　申請資格 …… 2
8　申請に係る留意事項 …… 3
9　申請手続 …… 3
10 現地説明会 …… 4
11 申請書類の受付 …… 4
12 指定管理者候補者の選定方法 …… 5
13 協定に関する事項 …… 7
14 様式・添付書類 …… 8
15 その他 …… 8
16 指定管理者公募スケジュール …… 9
17 問合せ先 …… 9

令和8年11月

兵庫県神河町

1. 指定管理者募集の目的

「かんざきピノキオ館」の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 71 号）第 2 条及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 41 号)の規定により、「かんざきピノキオ館」の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2. 指定管理者が行う業務の範囲

「かんざきピノキオ館指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおりとします。

3. 指定期間

指定の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、指定管理者が町の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、町は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

4. 使用料金制度

指定管理者は、「神河町神崎木工芸センター条例」に定める額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、使用料金を定めることができます。使用料金については、指定管理者が収入として収受することとします。

5. 管理運営経費について

(1) 指定管理業務に係る経費(以下「指定管理料」という。)

管理運営に必要な経費を計上するのに当たって、使用料及び売上収入を差し引いた上で、不足する金額を、年間の上限額 3,600,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で、指定管理料(消費税及び地方消費税を含めた金額)として提案できるものとし、指定管理料が不要な場合や、前記の上限額以下で提案される場合は、その金額を記入してください。

なお、指定管理料は、会計年度(4 月 1 日から 3 月 31 日まで)ごとに神河町の予算の範囲内で定めるものとします。各年度において指定管理料に過不足が生じても、年度協定で定めた額の変更は行いません。

(2) 経理及び管理口座

経理は、会計年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)ごとに区分して整理してください。

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理し、専用の預金口座で管理してください。

(3) その他

施設内には、現指定管理者が設置している事務所用プレハブがあり、次期指定管理者が変更となった場合も、撤去が困難であることから、現指定管理者との協議により引き続き設置される場合があります(要協議)。

6. 観光施設維持管理負担金について

神河町では、観光施設の修繕を継続的・安定的に行うため、指定管理者に観光施設維持管理負担金(以下「負担金」という。)を求めます。

(1) 負担金は、毎年度の指定管理業務に係る営業収入の 1%とします。なお、営業収入の範囲については、基本協定書に定めるものとします。更に、納付可能な場合は加算の提案をしてください。

(2) 負担金の提案は「かんざきピノキオ館収支計画書」(様式第 3 号)において提示してください。

(3) 負担金の額は、毎年度の決算額により算定し、納付方法は、基本協定書で定めます。

7. 申請資格

(1) 応募資格

申請者は、「法人その他の団体(以下「法人等」という。)」及び複数の法人その他の団体で構成されるグループ(以下「共同事業体」という。)で、次の①から⑨までの全ての要件を満たす法人等である必要があります。

① 食品衛生法等の施設の管理運営に必要な許可を受けている法人等であること。

② 本町における一般競争入札等の参加を制限されていない法人等であること(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4)。

③ 神河町又は兵庫県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

④ 所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税、市町村税等を滞納している、又は未申告である法人等でないこと。

⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。

⑥ 役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

⑦ 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

⑧ 暴力団員若しくは暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者でないこと。

⑨ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと及び地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。

(2) 欠格事項

申請者が次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とします。

○ 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
○ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
○ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
○ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
○ その他不正な行為があったとき

8. 申請に係る留意事項

(1) 重複提案の禁止

当該施設につき提案は1案とし、複数の提案を行うことはできません。ただし、町内の他施設の指定管理者に応募することは妨げません。

(2) 提案内容の変更禁止

提案内容は、提出期限以降に変更することはできません。

(3) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。

(4) 申請の辞退

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、指定管理者指定申請取下げ書(様式第10号)を提出してください。

(5) 費用負担

現地視察への参加、申請書類作成等に要する費用は、自己負担とします。

(6) 申請書類の取扱い及び著作権

提出された申請書類等の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、選定結果を公表する場合や選定に必要であるときは、町が書類の全部又は一部を使用できるものとします。なお、指定管理者制度導入施設における情報公開制度の運用に当たっては、候補者選定に係る透明性や公平性の確保を図るとともに、適正な処理に努めます。

9. 申請手続

(1) 募集要項・申請関係書類の配布及び問合せ先

① 配布期間

令和8年11月10日(火)から令和8年11月20日(金)までの、閉庁日を除く
午前9時から午後5時まで

② 配布場所

神河町役場 ひと・まち・みらい課 商工観光係(神河町役場本庁2階)

※ 神河町公式ホームページからもダウンロードできます。

http://www.town.kamikawa.hyogo.jp

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和8年11月10日(火)から令和8年11月20日(金)までの、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

② 受付方法

様式第8号に質問事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

③ 受付場所

〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町役場 ひと・まち・みらい課 商工観光係(神河町役場本庁2階)
TEL 0790-34-0971
電子メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

④ 質問回答日

質問には令和8年11月25日(水)までに電子メールにて回答いたします。

10. 現地視察

(1) 開催日時

希望者には、閉庁日を除く午前9時から午後3時までの間で、日程調整の上対応します。

(2) 申込方法

様式第9号に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

(3) 申込場所

〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町役場 ひと・まち・みらい課 商工観光係(神河町役場本庁2階)
電子メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

11. 申請書類の受付

(1) 申請書類

申請を希望される団体(以下「申請団体」という。)は、次の書類を提出してください。

なお、町内の複数の施設の指定管理者として応募しようとする場合は、以下に示す事業計画書等の書類に分かるように記載し、その理由やメリット等について具体的に記載してください。

【様式第1号】神河町公の施設の指定管理者指定申請書
【様式第1号－2】同申請書共同事業体用
【様式第2号】事業計画書 ※ 事業計画を補足するために必要な資料は添付できる。その際は、事業計画の項目番号との対応関係を明記すること。
【様式第3号】収支計画書

【様式第 4 号】申請団体の概要書　※ 共同事業体の場合は、全ての構成団体分
※ パンフレットや実績紹介など必要な書類は添付可
【様式第 5 号】共同事業体協定書　※ 共同事業体の場合のみ
【様式第 6 号】委任状　※ 共同事業体の場合のみ
【様式第 7 号】共同事業体構成団体一覧表　※ 共同事業体の場合のみ

≪添付書類≫
申請の資格を証する書類(法人格を有しない団体にあっては、これに類する書類)
ア．法人等の登記事項証明書
イ．法人等の印鑑証明書
ウ．法人等及びその代表者の納税証明書
エ．法人等の定款、規約その他これらに類する書類
オ．法人等の営業許可、認可等の証明書
カ．法人等の概要を記載した書類（直近1期分の事業報告書及び決算書）
※ ア～ウは、提出日において発行の日から3か月以内のものとする。
※ 共同事業体の場合は、全ての構成団体分

(2) 提出部数
原本 1 部と副本(コピー)12 部を提出してください。
(3) 受付期間
令和 8 年 11 月 30 日(月)までの閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
(4) 提出方法
受付期間中に、次の(5)に定める提出先へ持参により提出してください。
(5) 提出先
〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
神河町役場 ひと・まち・みらい課 商工観光係(神河町役場本庁 2 階)

12. 指定管理者候補者の選定方法

(1) 審査方法
事前審査
申請書類の受付後、町において次のとおり形式審査及び内容審査を行います。
ア．形式審査
申請団体が募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不備がないかなど、申請団体が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、申請書類に基づく審査を行います。申請資格要件を満たしていないことが確認された申請団体は失格とし、その旨及び理由を通知します。
イ．内容審査

申請書類における事業計画及び収支計画がこの募集要項に定める条件を満たしているか、また、疑義を生じる記載上の不備がないかなど、次の②に定める選定委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するために申請書類に基づく書面審査を行います。

なお、ヒアリングを行う必要がある場合は別途連絡させていただきます。この審査の結果、募集要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した申請団体は選外とし、その旨及び理由を通知します。

委員会による審査

神河町観光施設管理者選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を、次のとおり行います。

ア．日時及び開催場所

事前審査において失格又は選外となった場合を除き、別途通知します。

イ．審査

(ア) 町から委員会に対する事前審査の結果報告

町から委員会に対し、事前審査の結果(事前審査において失格又は選外となった申請団体については、その旨及び理由)を報告します。

(イ) 申請団体によるプレゼンテーション

各申請団体が、1施設につき制限時間30分の範囲内において、選定委員に対するプレゼンテーションを行います。

(ウ) 選定委員及び町からの質疑

選定委員及び町から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は1申請団体当たり15分までとします。

(エ) 採点

申請団体ごとに、この募集要項に示す審査基準に従って、選定委員が当該申請団体について採点を行います。なお、申請団体が1団体の場合であっても審査を行い、審査基準を満たさない場合は、最優秀提案者として選定しないことがあります。

(オ) 審議

委員会は、(エ)の採点結果及び審査内容を踏まえて審議を行い、最優秀提案者及び次点の者を選定します。

(2) 審査基準及び項目

神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、次の項目により審査します。

≪基礎項目≫

審査項目	審 査 の 観 点	配点
設置目的と運営方針の整合性	・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。	5

施設の魅力及びサービスの向上	・施設の魅力向上が図られているか。 ・利用者のサービス向上が図られているか。 ・利用者の意見反映や苦情への対応は適切であるか。 ・高齢者や障害のある人など、すべての利用者の平等な利用に配慮されているか。	20
地域との連携	・地元産物の活用について配慮されているか。 ・従業員の地元雇用に配慮されているか。 ・地元のイベントなど地域との連携に配慮されているか。	15
施設の維持管理	・効果的、効率的な施設管理の手法が提案されているか。 ・自然や景観、排水、廃棄物、エネルギーなど環境の保全について適切に配慮されているか。	10
組織・体制	・運営管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。 ・従業員の資質(有資格者や経験者の配置など)はどうか。 ・役割分担、責任分担は明確になっているか。	15
経営基盤	・申請団体の財務状況はどうか。	5
危機管理	・利用者の安全確保対策や、事故・災害発生時の対応は適切であるか。 ・個人情報保護や情報管理は適切であるか。	10
収支計画	・経費削減についての取組は妥当であるか。 ・収入を増加させるための取組は妥当であるか。 ・収支計画と事業計画は整合しているか。 ・収支計画の達成の可能性はどうか。	20
小　　計		100

【加点項目】

審査項目	審 査 の 観 点	配点
アピールポイント	・当該施設の指定管理を受けるに当たって、特筆すべきアピールポイントがあるか。 例)施設の魅力及びサービスの向上や地域との連携等に関する特徴的な事業、施設の設置目的を達成するための効果的な自主事業、観光施設維持管理負担金の加算納付の提案等	10

○ 基礎項目　100点　＋　加点項目　10点　＝合計　110点

(3) 最優秀提案者等の決定

(1)における審査終了後、町は委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに最優秀提案者及び次点の者(これらに該当する申請団体がない場合を除きます。)を決定し、すべての申請団体に対してそれぞれの審査結果を通知します。

13. 協定に関する事項

神河町及び最優秀提案者は、施設の管理、運営等に関する詳細な協議を行い、町議会の

議決を経た後、指定管理者としての指定を行います。

指定管理者の指定後、町と指定管理者は指定期間を通じた包括的事項に係る基本協定書及び年度ごとの詳細事項に係る年度協定書を締結します。

なお、最優秀提案者との協議が整わない場合、又は最優秀提案者の事故等により協定の締結が不可能になった場合は、次点の者と協議を行います。協定で定める事項は、次のとおりとします。

(1) 指定期間に関する事項
(2) 事業計画に関する事項
(3) 使用料金に関する事項
(4) 事業報告及び業務報告に関する事項
(5) 町が支払う指定管理料に関する事項
(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

14. 様式・添付書類

(1) 様式

【様式第1号】　神河町公の施設の指定管理者指定申請書
【様式第1号－2】　同申請書共同事業体用
【様式第2号】　事業計画書
【様式第3号】　収支計画書
【様式第4号】　申請団体の概要書
【様式第5号】　共同事業体協定書
【様式第6号】　委任状
【様式第7号】　共同事業体構成団体一覧表
【様式第8号】　質問票
【様式第9号】　現地視察参加申込書
【様式第10号】 指定管理者指定申請取下げ書

(2) 添付資料

神河町神崎木工芸センター条例
神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
神河町個人情報の保護に関する法律施行条例
神河町個人情報等取扱規程
神河町情報公開条例
神河町情報公開条例施行規則
建物配置平面図

15. その他

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、使用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、「神河町神崎木工芸センター条例」に基づき協定で定めるものとします。

16. 指定管理者公募スケジュール

項　目	日　　程
公募公告	令和8年11月10日(火)から
募集要項の配布	令和8年11月10日(火)から11月20日(金)まで
現地視察	日程調整後、閉庁日除く午前9時から午後3時まで随時
質問の受付	令和8年11月10日(火)から11月20日(金)まで
質問の回答日	令和8年11月25日(水)
申請書類の受付	令和8年11月30日(月)まで
審査会	令和8年12月初旬　※ 応募者に個別に通知します
結果通知	令和8年12月初旬　※ 応募者に個別に通知します

※ 日程については、現時点での予定であるため、前後することがあります。また、記載のない項目は、確定した時点で関係者に対する通知やホームページで周知します。

17. 問合せ先

〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
神河町役場 ひと・まち・みらい課 商工観光係(神河町役場本庁 2 階)
担　当　：　松原・黒田
TEL 0790-34-0971
FAX 0790-34-0691
電子メール　hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp